

8 東彼杵町規則第 15 号

東彼杵町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 12 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町財務規則の一部を改正する規則

東彼杵町財務規則（昭和39年規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(支払方法)</p> <p>第58条 会計管理者等は次のいずれかの方法により支払うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 口座振替による支払</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(6) 電子情報処理組織を使用する方法による支払（ペイジー（Pay-easy）オンライン方式による納付その他これに類する方法をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(電子情報処理組織を使用する方法による支払)</u></p> <p><u>第67条の2 会計管理者等は、収納機関から発行された納付書、請求書その他これらに類する書類（以下「納付書等」という。）に基づき、指定金融機関等が提供する電子情報処理組織を使用する方法により、当該経費を支払うことができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により支払をしたときは、会計管理者等は、当該支払に係る取引結果を記録した電磁的記録、領収済通知書その他支払の事実を証する書類又は電磁的記録を保存しなければならない。</u></p> <p>(領収書等)</p> <p>第68条 会計管理者等及び指定金融機関等は、支払の際支払を受けた者から金額、支払の原因となった事項、受取人、領収年月日及び小切</p>	<p>(支払方法)</p> <p>第58条 会計管理者等は次のいずれかの方法により支払うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 口座__替による支払</p> <p>(5) (略)</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(領収書等)</p> <p>第68条 会計管理者等及び指定金融機関等は、支払の際支払を受けた者から金額、支払の原因となった事項、受取人、領収年月日及び小切</p>

手の場合は、その振替番号を明記した領収書を提出させなければならない。ただし、前条の規定により支払う場合は、収納機関から発行される領収済通知書、指定金融機関等が提供する取引結果を記録した電磁的記録その他支払の事実を証する書類又は電磁的記録をもって領収書に代えることができる。

2～4 (略)

手の場合は、その振替番号を明記した領収書を提出させなければならない。\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

2～4 (略)

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。